

提供資料の管理情報

提供日	抄録・参照版作成日
2027.01.28	2027.01.28
原資料の作成目的	保存経路・提供範囲
共通基盤の契約成立と、既存地域サービスの継続が同一の条件かを確認する。	各契約主体の照会回答原本と、現行受託者の契約・記録受渡し確認書を、回答主体ごとに採録。調整局が運営可能性を一方的に保証した資料ではない。

掲載元：広域公共事業調整局

公表記録

CO-R-27-0128-01

現行契約・運営記録・代替移行条件の照会集約

六主体の現行契約と記録受渡し条件から、包括契約を保留した場合の運営を確認した回答集約です。

原資料作成日	2027.01.28
原資料作成者	契約審査担当／回答：CP-01～CP-06の代表契約主体及び現行受託者
文書番号	CO-R-27-0128-01

KS-C-27-0125-01の説明を受け、六共同事業の契約主体に現行契約を照会した。回答は、啓承との新規包括契約が成立しなくても、既存の施設受付・案内を現行受託者が契約期間内に継続できるという点で一致した。予定する高度化・共通更新の開始と、現に行っている地域サービスを分ける。

CP-01及びCP-02は現行契約で2027年9月末まで継続できる。CP-03及びCP-04は2027年6月末まで継続でき、四月からの延長協議枠を原契約に持つ。CP-05及びCP-06は2027年8月末までの契約で、次期選定までの記録受渡し義務を明記している。

運営記録の保有主体は各契約主体であり、現行受託者は項目定義付きの表形式で受け渡す義務を持つ。当該記録の確認・保存に、啓承の新しい専用基盤利用を必須とする条項はない。別基盤への移行には仕様確認と費用の見積りが必要であり、費用又は運営調整が一切発生しないという回答ではない。

各主体は、日常業務を継続しながら、新規包括契約を保留して条件を再比較できると回答した。包括契約を採用しないことが直ちに地域サービス停止を生むとの説明は、提示された現行契約とは対応しない。

各主体の原回答と継続条件

主体	回答原番号	現行契約の継続可能期間	運営記録・次の確認
CP-01	CP01-R-27-0127-01	2027-09-30まで	項目定義付き表形式で受渡し

主体	回答原番号	現行契約の継続可能期間	運営記録・次の確認
CP-02	CP02-R-27-0127-01	2027-09-30まで	項目定義付き表形式で受渡し
CP-03	CP03-R-27-0127-01	2027-06-30まで	4月から延長協議、移行見積りを確認
CP-04	CP04-R-27-0127-01	2027-06-30まで	4月から延長協議、移行見積りを確認
CP-05	CP05-R-27-0127-01	2027-08-31まで	次期選定まで記録受渡し義務あり
CP-06	CP06-R-27-0127-01	2027-08-31まで	次期選定まで記録受渡し義務あり

各行は原回答の提供抄録。六主体の回答を六回の独立した性能実証として数えるものではない。

CO-R-27-0128-01

REGIONAL PUBLIC WORKS COORDINATION

現在の参照情報

原資料本文とは別に付した参照先です。参照情報更新日：2027.02.19

- [照会対象の啓承追加説明 ↗](#)
- [各契約主体の審査決定 ↗](#)

本資料はフィクション作品の一部です。作品案内:<https://coord.piveh.com/about-this-site/>